

5 歳児健康診査の実施方法について

	(1) 集団方式 (集団)	(2) 巡回方式 (集団)	(3) 園医方式 (集団)	(4) 個別方式 (個別)
メリット	☐ 他児との関係性など社会性の発達を観察できる。 ☐ 多職種による保護者への保健指導や相談支援を同日に提供できる。 ☐ 市外に通園や未就園の児を含めた全対象児が受診できる。	☐ 在席する全園児が健診を受診できる。 ☐ 保護者が同席する場合、他職種による支援を同日に提供できる。 ☐ 普段の園での様子や保育者の意見を反映しやすい。	☐ 在席する全園児が健診を受診できる。 ☐ 普段の園での様子や保育者の意見を反映しやすい。 ☐ 健診内容の重複を一部減らせる。	☐ かかりつけ医に相談できる。 ☐ 就業している保護者の時間制約が緩和される。 ☐ プライバシーに配慮しやすい。
課題	☐ 医師や心理職等スタッフの確保。 ☐ 全対象児に実施する場合、日程、会場の調整、スタッフ等の確保。 ☐ 普段の園での様子を把握することができない。 ☐ ピックアップ方式の場合、希望する児のみとならないよう対応が必要。	☐ 医師や心理職等スタッフの確保。 ☐ 職員の人員不足。	☐ 心理職等スタッフの確保。 ☐ 別に集団行動を観察する機会が必要。	☐ 医師、医療機関の協力が不可欠。 ☐ かかりつけ医が市外の場合がある。 ☐ 他職種でのカンファレンスの実施・評価が必要。
	☐ 事前情報の提供等の園の協力が必要。	☐ 園の協力が不可欠 (園との日程、会場確保の調整、事前に情報共有の機会)	☐ 園医及び園の協力が不可欠 (園との日程、会場確保の調整、事前に情報共有の機会)。	☐ 園からの事前情報、園へ情報共有の方法検討が必要。
	☐ 園へ事前情報の提供、保護者の同意を得る必要。 ☐ 保護者がこどもの発達の課題を感じていなければ、対象になりにくい。 ☐ 市が受診日を指定するため、受診日の制約がある。	☐ 園へ事前情報の提供、保護者の同意を得る必要。 ☐ 保護者が同席しない場合、保護者への結果説明、健診後のフォロー体制 (心理相談等) の確立が必要。 ☐ 保護者が同席しない場合、健診当日に多職種による保健指導や相談支援を受けることができない。 ☐ 当日欠席や所属のない児 (市外、未就園) は、別に 5 歳児健診の機会が必要。	☐ 園へ事前情報の提供、保護者の同意を得る必要。 ☐ 保護者が同席しない場合、健診当日に多職種による保健指導や相談支援を受けることができない。 ☐ 保護者への結果説明、健診後のフォロー体制 (心理相談等) の確立が必要。 ☐ 当日欠席や所属のない児 (市外、未就園) は、別に 5 歳児健診の機会が必要。	☐ 保護者が、同年齢のこどもの発達・発育や遊びの様子を目にすることができない。 ☐ 保護者が、健診当日に多職種による保健指導や相談支援を受けることができない。 ☐ 保護者への結果説明、健診後のフォロー体制 (心理相談等) の確立が必要。 ☐ 未受診児へ別に 5 歳児健診の機会が必要。
共通課題	健診後フォローアップ体制の整備 (健診後の事後指導、園、教育機関、医療機関等との連携) が必要。			
運営方法	直営 (協力機関へ依頼)、委託	直営 (協力機関へ依頼)、委託	直営 (協力機関へ依頼)、委託	委託